2 申告所得税

利用上の注意

- 1 この章は、平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間の所得について、平成 17 年 3 月 31 日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人 申告納税者という。 の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査し集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査対象から除かれている。
- 2 各所得者の定義は次のとおりである。

事	営	業	等	所 彳	导 者	事業所得者のうち、営業(弁護士、医師、芸能人など
業						の自由職業人を含む。) から生ずる所得が最も大きい
所 得						者をいう。
者	農	業	所	得	者	事業所得者のうち、農業から生ずる所得が最も大きい
						者をいう。
そ 0	D	他	所	得	者	事業所得者以外の者をいう。

上表で「事業所得者」とは、事業所得だけを有する者及び事業所得と事業以外の各種の 所得を併有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

参考

1 申告所得税の税率等(課税総所得金額又は課税退職所得金額に対して)(平成 16 年分)

課税所得金額	税率	控 除 額
330 万円以下の場合	10 %	0 円
330 万円を超え 900 万円以下の場合	20	330,000
900 万円を超え 1,800 万円以下の場合	30	1,230,000
1,800 万円超の場合	37	2,490,000

2 申告所得税の主な諸控除等(平成16年分)

所得控除

イ 雑損控除 ・・・・・・次の 又は のいずれか多い方の金額

災害等の損失額で総所得金額等の 10%を超える

金額

災害関連支出の金額で50,000円を超える金額

口 医療費控除 ・・・・・・・負担した医療費から 100,000 円と総所得金額等の 5% とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高

200万円)

2 申告所得税

Л	社会保険料控除・・・・支払	った社会保険料の全額
=		・・・小規模企業共済掛金(旧第 2 種共済掛金
_		を除く。)と心身障害者扶養共済掛金の支
		払額全額
朩	生命保険料控除・・・・(イ)	•
7,1		支払保険料の金額に応じて、次の区分の金額
		25,000 円以下の場合
		全額
		エー昭 25,000 円を超え 50,000 円以下の場合
		支払保険料×1/2+12,500円
		50,000 円を超える場合
		支払保険料×1/4+25,000円(最高50,000円)
	(□)	
	(山)	(イ)の計算に同じ
	$(J\lambda)$	(イ)と(ロ)がある場合
	(')	(イ)と(口)の合計
^	損害保険料控除・・・・・支払	った損害保険料を次の区分により、それぞれ次の
	金額	
	(イ)	長期契約のみの場合(最高15,000円)
		10,000 円以下は全額
		10,000 円超は、支払保険料×1/2+5,000 円
	(\Box)	短期契約のみの場合(最高3,000円)
		2,000 円以下は全額
		2,000 円超は、支払保険料×1/2+1,000 円
	(八)	(イ)と(口)がある場合
		(イ)と(ロ)の合計で最高 15,000 円
۲	寄付金控除・・・・・・寄付金	金の額(総所得金額等の 25%を限度)のうち、
	10,00	00 円を超える部分の金額
チ	老年者控除・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・500,000 円
IJ	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除	ミ・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
	(ただし、特別障害者の	り場合 400,000 円、特定寡婦の場合 350,000 円)
ヌ	的问句日注例	・・・・・・・・・・・・380,000 円
	ただし、	
	老人控除対象配偶者・・・・・	・・・・・・・・・・・・480,000円
	同居特別障害者である控除対象	,
	同居特別障害者である老人控除	対象配偶者・・・・・・・・・830,000 円

2 申告所得税

ル 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額
380,000 円以下	0 円
380,001 円から 399,999 円まで	380,000円
400,000 円から 449,999 円まで	360,000円
450,000 円から 499,999 円まで	310,000円
500,000 円から 549,999 円まで	260,000円
550,000 円から 599,999 円まで	210,000円
600,000 円から 649,999 円まで	160,000円
650,000 円から 699,999 円まで	110,000円
700,000 円から 749,999 円まで	60,000円
750,000 円から 759,999 円まで	30,000円
760,000 円以上	0 円

ヲ	扶養控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・380,000円			
t	ただし、			
	特定扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・630,000円			
	老人扶養親族のうち同居老親等・・・・・・・・・・・・580,000円			
	老人扶養親族のうち同居老親等以外・・・・・・・・・・・480,000円			
なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は 350,000 円を加算した額				
ワ	基礎控除 ・・・・・・・・-・・・・・・・・・・・・・380,000円			
利	額控除			

イ 配当控除

(イ) 課税総所得金額が1,000万円以下の場合・・・次の と の合計額 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の利益の分配(以下「利益の 配当等」という。)に係る配当所得の金額×10%

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%

(ロ) 課税総所得金額が 1,000 万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が 1,000 万円以下の場合・・・次の と の合計額

利益の配当等に係る配当所得の金額×10%

特定証券投資信託の収益の分配 に係る配当所得の金額のうち、 課税総所得金額から 1,000 万円 を控除した金額に相当する部分 の金額(A)

×2.5% +

特定証券投資信託の 収益の分配に係る配 当所得の金額のうち、 (A)以外の部分の金額

×5%

- 2 申告所得税
 - (八) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を 控除した金額が1,000万円を超える場合((二)に該当する場合を除く。)
 - ・・・次の と の合計額

利益の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1,000万円と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額に相当する部分の金額(A)

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(二) 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託 の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が 1,000 万円を超 える場合・・・次の と の合計額

利益の配当等に係る配当所得の金額×5%

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1,000万円以下の部分については5%が2.5%に、課税総所得金額1,000万円超の部分については2.5%が1.25%となる。

建設利息、基金利息、証券投資信託のうち、特定外貨建等証券投資信託の収益 の分配金、外国法人、特定目的会社及び証券投資法人の配当等は、配当控除の対 象とならない。

ロ 住宅借入金等特別控除 ・・・家屋の新築・購入・増改築等をした場合に次のと おり適用される。

(最高限度 50 万円)

(イ) 平成 11 年 1 月 1 日以降平成 13 年 6 月 30 日以前に居住の用に供した場合

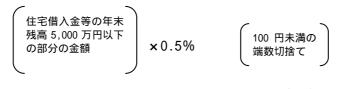
入居1年目から6年目までの各年

2 申告所得税

入居7年目から11年目までの各年



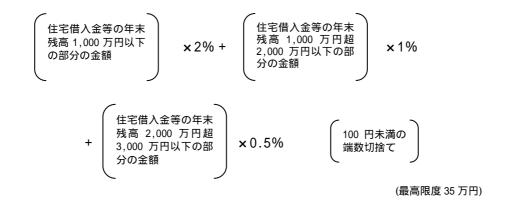
入居 12 年目から 15 年目までの各年



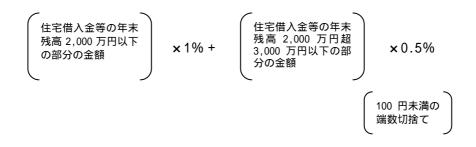
(最高限度 25 万円)

(ロ) 平成 11 年 1 月 1 日以降平成 11 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した場合で、本人の選択により、上記(イ)に代えて計算する場合

入居1年目から3年目までの各年



入居4年目から6年目までの各年



(最高限度 25 万円)

- 2 申告所得税
 - (八) 平成 13 年 7 月 1 日以降平成 16 年 12 月 31 日以前に居住の用に供した場合 入居 1 年目から 10 年目までの各年



ハ 外国税額控除・・・外国所得税の額のうち、次の算式により計算した控除限度 額までの金額

二 政党等寄付金特別控除 ・・・次の と のいずれか少ない方の金額 (100 円未満の端数切捨て)

所得税の額の25%相当額